

国の出先機関改革に係る公開討議
説明資料

森林管理局

平成22年5月24日

農林水産省

目 次

森林管理局の概要	1
森林・林業の再生における森林管理局の役割	3
H20岩手・宮城内陸地震災害の事例	4
H16台風10号による豪雨災害の事例（徳島県阿津江地区）	5

森林管理局の概要

1 森林管理局の役割

- 森林管理局は、国有財産であり国民の森林である国有林野を管理経営するため、全国7か所に設置。
- 具体的には、以下のような事務を実施。
 - ① 公益的機能を重視した国有林野の管理経営
 - ・ 国有林野事業に関する具体的施策の企画及び立案
 - ・ 国有林野の管理・処分及び活用
 - ・ 森林治水事業の実施（国有林野）
 - ② 森林治水事業の実施（民有林野）

2 機構・定員

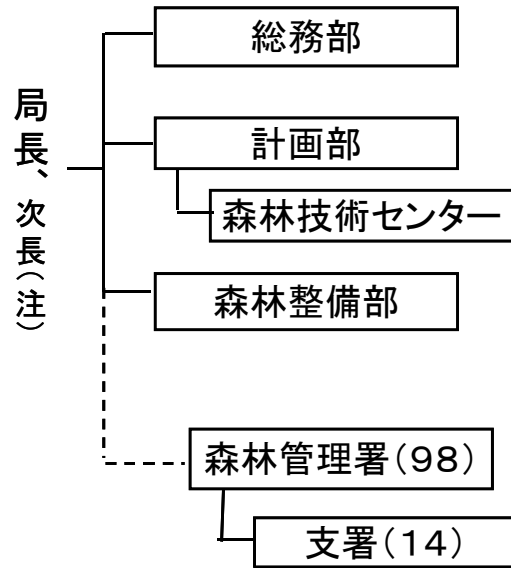
- 機構： 総務部、計画部、森林整備部の標準3部体制（国有林野面積が多い北海道については4部）
下部組織として、98森林管理署（14支署）、1,256森林事務所を設置。
- 定員： 平成22年4月現在 4,616名

3 設置等の経緯

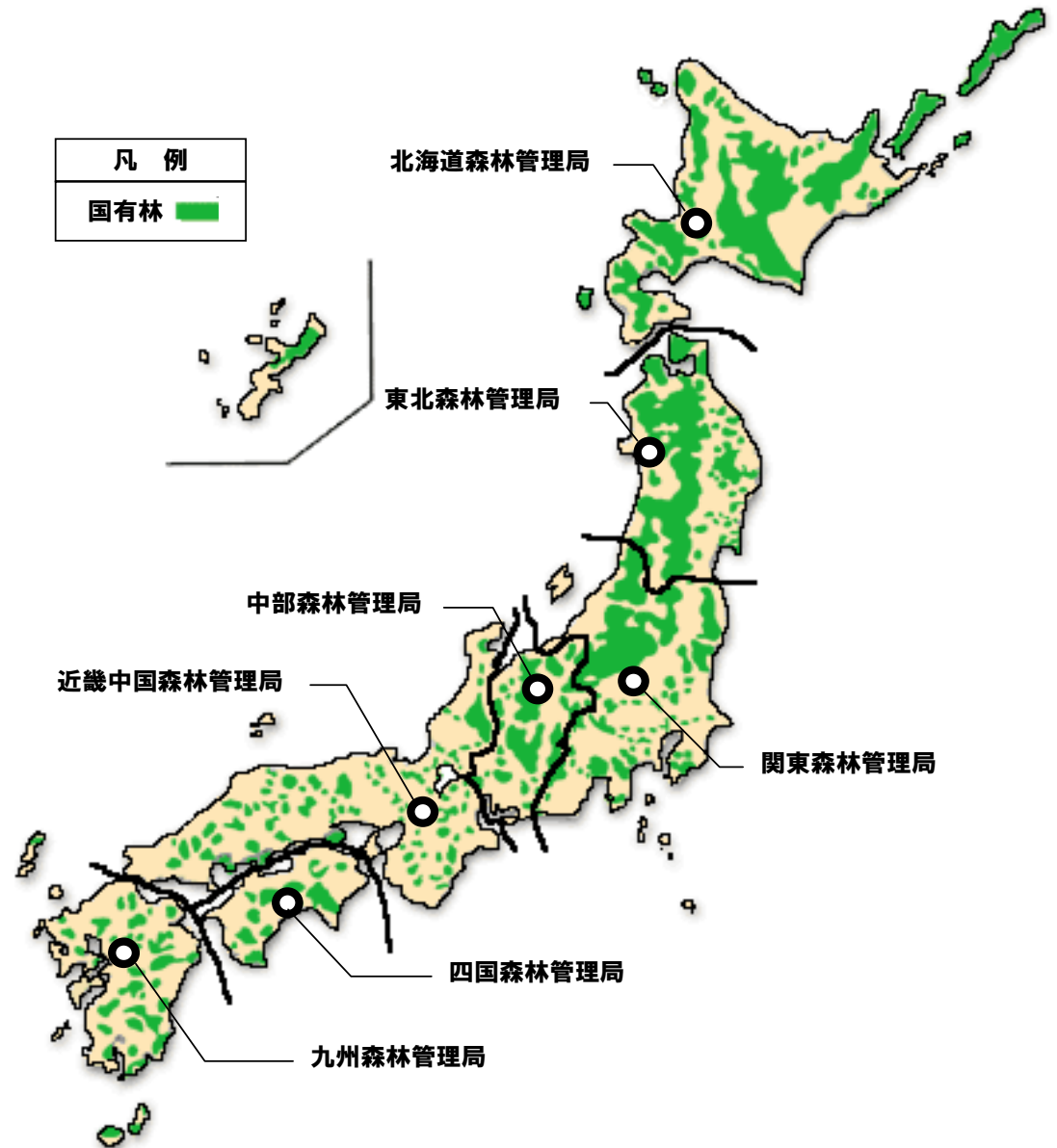
- 昭和22年5月 戦後の林政統一に伴い、国有林野を企業的に経営するため、企業特別会計制度の下で14
営林局325営林署の体制で発足。
- 昭和53年4月 最初の経営改善計画の実施。以降、営林局・営林署の再編・統廃合等を実施。
- 平成10年10月 国有林野事業を抜本的に改革するための『国有林野事業の改革のための特別措置法』等が
成立。
公益的機能重視の管理経営に転換するとともに、当時の累積債務3.8兆円のうち2.8
兆円を国の一般会計に、残りの1兆円を国有林野事業特別会計が負担。
平成15年度末までを集中改革期間とし、業務の見直し、組織・要員の大幅な縮減を実施。
- 平成16年 4月 7森林管理局98森林管理署の体制に。以降、新規借入を行わずに管理経営。

○森林管理局機構図(平成22年4月現在)

○管轄区域



(注)次長は、北海道、東北、関東、中部のみ



森林・林業の再生における森林管理局の役割

森林・林業の再生

- 農林水産省においては、森林・林業政策全般にわたる抜本的な見直しに着手。平成21年12月に、再生に向けた青写真として「森林・林業再生プラン」を公表。

森林の多面的機能の持続的発揮

- 森林・林業に係わる人材育成の強化
- 森林の適切な整備・保全

地域資源創造型産業への再生

- 環境をベースとした我が国の成長戦略に
- 木材の安定供給体制の確立、雇用への貢献

低炭素社会への貢献

- 木材の多段階利用、木材利用の拡大
- コンクリートから木の社会へ

- 森林・林業の再生は、我が国全体の雇用や経済成長にとっても極めて重要な位置付け。

平成21年10月「緊急雇用対策」 → 「森林・林業の再生に向けた中長期的な政策の方向を示し、森林・林業を基軸とした雇用の拡大を図る。」

平成21年12月「新成長戦略」 → 「森林・林業の再生を図り、木材自給率を50%以上に向上させる。」

森林管理局の役割

- 国有林は、森林の中でも、主に県境沿いの重要な脊梁山脈や奥地水源地域に位置し、地球温暖化防止、山地災害の防止、貴重な生態系の保全等の役割。
- 森林管理局は、国土の2割を占める国有財産である国有林野を管理経営。
また、大規模災害時のセーフティネットとして、都道府県からの要請を踏まえて復旧対策を実施。最近5年間では、岩手県、宮城県、新潟県、徳島県からの新たな要請を踏まえ対応。（民有林における森林治水事業）

国有林野の管理経営：平成10年に抜本的改革を実施

- 公益的機能重視の管理経営に転換
- 組織・人員の徹底した合理化
14営林(支)局 → 7森林管理局
- 当時の累積債務 3.8兆円
→ 2.8兆円を一般会計に承継
→ 1兆円を国有林の木材収入等で返済

民有林における森林治水事業：最近5年間の新規着手地区

- ・平成16年の新潟県中越地震の大規模被災地区
- ・平成16年の徳島県の台風10号災害における大規模被災地区
- ・平成20年の岩手・宮城内陸地震の大規模被災地区

- 森林・林業の再生に向けては、国民共通の財産である国有林のフィールドや、組織・職員の技術力を活かして、以下のとおり国として重要な役割を果たす必要。
 - ① 公益重視の国有林野の管理経営の一層の推進
 - ② 流域全体の森林の管理水準の向上に向けたセーフティネットとしての役割